

平成 27 年 11 月 1 日（日） 南池田校区 タウンミーティング 参加者 52 名

【市長との意見交換】

市民： 万町は人口も増え、この 10 年間でかなり世帯数も増加し町内会世帯数は 450 世帯ある。南池田校区では最も多い。特に最近賃貸の集合住宅が増え、町会への加入に苦慮している。賃貸住宅の住居者の加入は、ごく一部でほとんどが未加入。

町内会は地域の住民同士のコミュニティ活用として、児童生徒の登下校、防犯対策として防犯パトロール、防犯灯の維持管理、快適な生活環境を守るために町内公園の清掃、特に防犯灯の維持管理費も町会で払っているのが現状。したがって町内会に居住する限り何らかの恩恵を受けることから、未加入者には町会に入らないなら、町内会協力費を納めていただきたく会費規定を現在作成しているところ。規定の内容は、賃貸集合住宅入居者に対しての町内会協力費は 1 年間 2400 円として、事業主より一括徴収する。ただし町内会入会希望者は、第 2 条に基づいて会費を徴収する。つまり町会に入会希望する方は入っていただける。会費規定に基づき、町内会協力費を徴収することは町内会の考えだが、他に妙案があれば教えていただきたい。できれば市として、全体の町会自治会の未加入者に平等に入っていただける方法があれば、教えていただきたい。

市長： 町会加入率の低下については、今年で市長とのタウンミーティング 5 回目だが、常に各校区の問題として出てくる。今回も 5 か所位ある。和泉市全体で加入率 60% 位。低い所で 30% 位。地域の安否確認、高齢者の独居世帯をどうするのかについては、町会、民生児童委員の協力をいただかないとできないわけで、行政としても加入率を上げて、地域コミュニティが高まるように思っている。しかし、なかなか町会入ることは義務ではないので、「入ったらどんなメリットがあるのか」や、「役員が当たったらやめる」など、地域のために貢献していこうという意識の薄い方もいて、これをすればという手だてがない。今やっているのは、パンフレットで啓発活動に努めたりしている。この近くのみずき台では、加入率 100%。分譲するとき自治会に入るのが条件。宅建協会とか大阪府不動産協会と提携を結んで、分譲する場合、町会に加入することを条件にしてほしいと依頼している。しかし和泉市だけの問題ではなく、先ほどの校区でも、国を挙げて義務化をしていったらどうかという意見があった。可能か不可能かわからないが、私も大阪府市長会があるので、一つの課題として提案していきたい。それと泉佐野市で、実際に実施されたかどうかの確認はとれていないが、町会の加入者だけに、有料のごみの袋を配布するとのこと。なかなか一部の個人に配布するということになる、市民を差別しているとの見方があり、それに対しての批判があったり、法的にいいのかという問題がある。可能であるならば、町会の活動に対して支援をすることの中で、加入者に対するメリットを出せないかなどいい方法があればそういう施策を実施していきたいと思う。

市民： 現実的に町会に入って頂くのは難しいが、防犯灯の費用が掛かっているのも

払わないのは不公平。ならば町会費とは別に町会協力費として、万町は月 500 円で年間 6000 円の会費のところを協力費ということで月 200 円、年間 2400 円をもらっていかうかと考えている。賃貸住宅の住民は地域に根ざしていない。2、3 年で変わる可能性のある人がいる。地域的に万町はそういう賃貸住宅が増えてきているので、未加入と意味合いが違う所で、今後考えないといけない。未加入の人は防犯灯の前を通らないでくださいという話にもならないし、未加入の人も恩恵を受けているわけなので。

賃貸住宅であるがゆえに強制的に入ってくれとも言えない。しかし平等性からいうと何かをいただかないといけない。地域特性から言うと、賃貸住宅が増えてくる中で、考えないといけないと思う。

市長： 防犯灯の電気料金は市から 2 分の 1 補助金出ている、残りは町会自治会でご負担頂いている。でも町会に入っていない人の所にも防犯灯の明かりは届いている。そこに一定の電気料金を取りに行っていたら結構ですよとは、なかなか市では言えないが、市としても研究させていただかないといけないと思う。

町会の内規で協力費として頂いていいのかというご意見だが、それは民々の話なので町会で決めてくださいというのではなくて、我々もいろんな事例も研究して、こういう地域でこんなことをしているというのがあれば、お伝えさせていただければと思う。

和泉市の場合は、町会加入率がどんどん下がっているところだが、今のところは 60%を少し上まっている、北大阪で 60%という「高い、どうして今まで維持されているのか」、という問い合わせも頂いているような状況。旧来のように 65%70%に上げていきたいと取り組みを進めていきたいと思う。元々 50%60%だったが、今は 30%切っているという地域もあるので、市としても他市町村、他府県の状況も含めて研究が必要などころであると思う。ずっと続く課題と思うので、研究して何か成果があれば、その都度校区長会議でも報告、お伝えしていきたいと思う。

市民： 市 200 何か所の町会自治会の中で 60 何件が法人化していると聞いているが、法人化というのは世帯数の過半数以上でなければ法人化できないと一般的になっている。その辺も気になる所。万町の世帯数が増えて、50%切った場合は、法人化はなくなっていくことになるので、確保していかないといけない。

市民： 住民投票の件について、3 分の 2 の賛成で中央になった場合、拘束力がないという話で、議員の中の 3 分の 2 と聞きしたと思うが、住民投票の意味がうすい感じがする。議員 24 名の定員の中での今の勢力図はどうなっているか、我々に情報は伝わっていない。

今回知事選とドッキングで住民投票をやるが、本来、来年の市会議選挙の時に、同時に実施すれば、我々の代表である市会議員はどういう考え方、意思を持っているか、投票するのに明確にわかりやすい。今回は議員さんがどう考えているかとい

う情報が全くない状態。

市： 議員それぞれが府中か和泉中央か、というのははっきり申し上げて我々でもわかっていない。今回 12 名議員が提案されたのは、この件に関して市民の意見を聞きましようということで住民投票の条例案を出されて、過半数を持って議決されたということ。今後皆様方が今日の説明会が終えて、22 日に投票され、その結果をもって、議員それぞれが議論し、考えられてその上で移転条例を提案されるかどうか。またされたとしたら、その条例案に対して、どういう判断をそれぞれがなされるかということになる。今の段階で、どの議員がどちらと申し上げることはできないと考える。

市長： 先ほども申し上げたように、議員も市民の代表ということで、当然市民が出された結果を尊重されると私は思う。そうでないと、議会に民意を反映する役割はないのかということになる。我々自身も 9 月 17 日に、現地建て替えという考えを示させていただいた。色々なものを総合的判断して決めたが、市民の方が 3 分の 2 以上求められるからという理由で、中央移転に考え方を变えるので、おそらく議員も、それぞれ 2 分の 1 以上だったら中央移転だという方もいるが、議会全体としては民意を反映するということでは 3 分の 2、イコール議員の 3 分の 2 ということになると思っている。

市民： 住民投票について、我々にとっては降って湧いた住民投票。年寄とか若い人にどのように浸透させていくのかを伺いたい。

市： 9 月 30 日にこの条例案が上程、可決され、そこからこれまで 10 月 17 日に 1 回目の住民投票説明会があり、それまでの間に例えばこの資料を作りあげて、HP 等にアップすると同時に、全戸配布させていただき、11 月の広報いずみにも掲載し、それと同時に説明会を開催するという事も全戸配布させていただいて、大変申し訳ないが、この短い期間で、市民皆様に周知いただく方法は、精一杯やらせていただいた結果。

ここにお越しになられてない方もいらっしゃると思うが、説明資料に問い合わせ先も書かせて頂いているので、政策企画室にお問い合わせをいただければありがたいと思う。今日どうしても来られなかった市民の皆さんにも、そのような形でお伝え頂いて、わからないところをお問い合わせいただければと思う。ご理解いただけますようお願いする。

市： そのほか、和泉市で始まって以来の住民投票ということで、積極的にこれを知って頂いて投票率を上げていこうと、市内各所のスーパーを回りパンフレット、ポスターを張らしていただいたり、公用車にポスターを張ったり、職員が 11 月 22 日投票しましょうという啓発を市内 5 駅ですでにやっている。告示日の 11 月 5 日、あいさつ運動をしている 11 日、投票直前の 11 月 20 日、駅に立って呼びかけをさせていただく。それ以外にも先だっただったツーデーウォーク、商工まつり等イベントで

も PR に努めている。

近年いろんな選挙があり、残念ながら投票率 50%に満たないという状況だが、なんとか 50%を上回るように持っていきたいということで、PR も進めている。皆様方もお誘いあわせの上投票に行ってくださいたく、ご協力をお願いします。